

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

◇規 則 鳥取県立農業大学校管理規則

## 目 次

## 規 則

鳥取県立農業大学校管理規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十二号

鳥取県立農業大学校管理規則

#### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 養成課程(第二条—第二十一条)

第三章 研修課程(第二十二条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条)

附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 養成課程

(科及び学年定員)

第二条 養成課程の科は、果樹科、野菜科及び畜産科とする。

2 養成課程の学年定員は、三十人とする。

(学年)

第三条 養成課程の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第四条 養成課程の学年の学期は、次のとおりとする。

一 前期 四月一日から九月三十日まで

二 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第五条 養成課程の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日

三 夏季、冬季及び春季において知事が定める日

四 前三号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第一号から第三号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目及び授業時間数)

第六条 養成課程の授業科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(授業科目の修得の認定)

第七条 授業科目の修得の認定は、学習の評価及び学生の出席時間数に基づいて行う。

2 前項の学習の評価は、試験及び実習の成績に基づいて行う。

(進級)

第八条 学年の進級の認定は、学年の授業科目の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第九条 全授業科目を修得した学生に対しては、卒業証書(様式第一号)

を授与する。

(入学資格)

第十条 養成課程に入学することができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者とする。

(入学志願の手続)

第十一条 養成課程に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第二号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入学資格を有する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに、当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)

二 最終学校の長の調査書

三 健康診断書

四 写真(出願前三月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの)で、縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(入学の許可)

第十二条 入学の許可は、入学選抜試験の結果等に基づいて行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 保証人二人が連署した誓約書(様式第三号)  
 二 戸籍抄本

三 入学資格を有する者であることを証明する書類を提出していない者にあつては、当該書類

2 前項第一号の保証人は、独立の生計を営む成年者であり、かつ、親権者又は後見人があるときは、そのうち一人は親権者又は後見人でなければならぬ。

3 保証人に変更があつたときは、新たに保証人となつた者は、直ちに誓約書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十四条 学生は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第十五条 学生は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第五号)又は退学願(様式第六号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第十六条 休学中の学生は、その理由がなくなつたため復学しようとするときは、復学願(様式第七号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(授業料の納付期限等)

第十七条 条例第五条の授業料は、次の区分により納付しなければならない。

区 分	納 付 額	納 付 期 限
前 期 分	三 千 円	四 月 十 日
後 期 分	三 千 円	十 月 十 日

2 学期の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日の属する学期分の授業料を納付しなければならない。この場合において、学期の中途に復学した者に係る当該学期分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から十日以内に納付しなければならない。

(授業料の減免)

第十八条 条例第六条の規定による授業料の減免は、性行、学業とも良好な学生であつて、授業料の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(表彰)

第十九条 知事は、学業が優秀で性行が善良であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生があるときは、これを表彰することができ

(懲戒)

第二十条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、

学生に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、学生が次の各号の一に該当するときに限り、行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 正当の理由がなくて出席が常でないとき。
- 四 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

(寄宿舎への入舎)  
第二十一条 学生は、大学の寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、特別の理由があつて知事が認めた場合は、この限りでない。

第三章 研修課程

(研修の種類等)

第二十二条 研修課程の研修(以下「研修」という。)の種類は、次のとおりとする。

- 一 農業者研修
- 二 農村青少年研修

2 研修の内容、定員その他研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(受講資格)

第二十三条 研修を受けることができる者は、農業者等とする。

(受講志願の手続)

第二十四条 研修を受けようとする者は、所定の受講願書を知事に提出しなければならない。

(受講の許可)

第二十五条 研修の受講の許可は、前条の受講願書の審査等によつて行う。

(研修の修了)

第二十六条 所定の研修を修了した者に対しては、修了証書(様式第九号)を授与する。

(受講の許可の取消し)

第二十七条 知事は、研修の受講者が次の各号の一に該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。

- 一 正当の理由がなくて出席が常でないとき。
- 二 大学の秩序を乱し、その他研修の受講者としての本分に反したとき。

第四章 雑則

第二十八条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(鳥取県立農業経営大学校管理規則の廃止)

2 鳥取県立農業経営大学校管理規則(昭和四十二年九月鳥取県規則第四十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の鳥取県立農業経営大学校管理規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によつてしたものとみなす。

4 条例附則第四項の規定により大学の養成課程に在籍している者とみ

なされる者(以下「編入者」という。)は、昭和五十九年度において別表の授業科目を同表の第二学年の欄に掲げる授業時間数履修するほか、次の表の上欄に掲げる授業科目を同表の下欄に掲げる授業時間数履修するものとする。

授 業 科 目	授 業 時 間 数
農 学 実 験	三二

5 前項に定めるもののほか、編入者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表(第六条関係)

一 教養科目(全科共通)

授 業 科 目	授 業 時 間 数	
	第一学年	第二学年
時 事 問 題	三二	三二
人 生 論	一六	一六
生 活 と 文 化	一六	一六
人 間 と 社 会	一六	一六
く ら し と 法 律	一六	一六
く ら し と 税 金	一六	一六
	計	六四

二 専門科目

1 全科共通

くらしと経済	一六						
人間の思考と心理		一六					
人間の発達と教育		一六					
農村と文学		一六					
外国語	一六						
特別講義	八	八					
体育	四八	四八					
計	一五二	二二六					三六八

授 業 科 目	授 業 時 間 数	
	第一学年	第二学年
作物総論	一六	一六
稲作	一六	一六
園芸総論	一六	一六
植物生理	一六	一六
畜産総論	一六	一六
	計	一六



3 野菜科

授業科目	授業時間数	
	第一学年	第二学年
	計	
野菜総論	一六	一六
野菜各論	六四	一二八
野菜病害	一六	一六
野菜害虫	一六	一六
花き総論		一六
野菜経営		六四
特別講義	八	八
野菜課題解決演習	一六	四八
		六四

果樹視察研修	四五	九四	一三九
果樹実習	三四七	一、〇四六	一、三九三
農家留学研修	二七六		二七六
卒業論文		一二八	一二八
計	八〇四	一、五三二	二、三三六

4 畜産科

授業科目	授業時間数	
	第一学年	第二学年
	計	
家畜生理		一六
家畜栄養		一六
家畜繁殖	一六	
家畜衛生	一〇	五六
飼養管理	四二	一一
飼料作物	二四	一一
人工授精		一三七
家畜審査	二〇	
		二〇

野菜視察研修	四五	九四	一三九
野菜実習	三四七	一、〇四六	一、三九三
農家留学研修	二七六		二七六
卒業論文		一二八	一二八
計	八〇四	一、五三二	二、三三六





様式第2号 (第11条関係)

入 学 願 書

職 氏 名 殿

私は、貴大学の養成課程の 科に入学したいので、関係書類  
を添えてお願いします。

年 月 日

住 所

(ふりがな)  
氏 名

㊦

年 月 日生

様式第3号 (第13条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、貴大学の学生として入学を許可されましたので、規則を堅く  
守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所  
氏 名

㊦

私たちは、上記の者が貴大学に在学中、本人について生じた一切の  
責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保 証 人 住 所  
氏 名

㊦

年 月 日生

職 業  
本人との統柄

保 証 人 住 所  
氏 名

㊦

年 月 日生

職 業  
本人との統柄

様式第4号 (第13条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴大学校学生 の保証人となりましたので、  
前の保証人 と同様、本人が貴大学校に在学中、本人に  
ついて生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住 所

氏 名

㊤

年 月 日生

職 業

本人との続柄

様式第5号 (第15条関係)

休 学 願

職 氏 名 殿

このたび、下記の理由により休学したいので、許可して下さるよう  
保証人と連署してお願いします。

年 月 日

科 年

本 人 氏 名

㊤

保 証 人 住 所 名

氏 名

㊤

保 証 人 住 所 名

氏 名

㊤

記

理 由

休学を希望す  
る期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号 (第15条関係)

退 学 願 望		職 氏 名 殿	
このたび、下記の理由により退学したいので、許可してくださるよう 保証人と連署してお願いします。			
年	月	日	科 年
			◎
本人氏住所名		◎	
保証人氏住所名		◎	
記			
理 由		年	月
退学を希望する期日		年	月
		日	日

様式第7号 (第16条関係)

復 学 願 望		職 氏 名 殿	
このたび、下記の理由により復学したいので、許可してくださるよう 保証人と連署してお願いします。			
年	月	日	科 年
			◎
本人氏住所名		◎	
保証人氏住所名		◎	
記			
理 由		年	月
復学を希望する期日		年	月
		日	日

様式第 8 号 (第18条関係)

授 業 料 減 免 申 請 書

職 氏 名 殿

授 業 料 の 減 免 を 受 け たい の で 、 下 記 の と お り 申 請 し ま す 。

年 月 日

本 人 氏 名 所 名  
保 護 者 住 氏 名

記 記

減免希望額	
減免希望期間	
減免の理由	

様式第 9 号 (第26条関係)

鳥 取 県 立 農 業 大 学 校 研 修 課 程

研 修 を 修 了 し た こ と を 証 する

第 号

修 了 証 書

年 月 日

職 氏 名

年 氏 名

月 氏 名

日 氏 名

園 名

園 名

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 鳥

取 県

【 定 価 一 部 一 箇 月 千 四 百 円 ( 送 料 を 含 む 。 ) 】